

アダム・スミスの『法学講義』における経済論の位置

和田 重 司

スミスは若いころ、第1部正義、第2部ポリスと題して法学講義を担当していた。そのポリス論が後年『国富論』のもとになった。そこで本稿の問題は2重になる。上記の第1部で、グロティウス以来の自然法学の歴史をスミスはどのように受け止めたか。そして第2部の主なテーマをポリスとした理由は何かということである。ところで上記の法学史で、国家形成論の後に、国家を維持するための諸政策（これがギリシア語由来のポリス）を論じることが法学体系の定型になっている。国家形成の目的如何に応じて、国家維持諸政策はちがっているが、前者は正義、後者はポリスである。ベンサムによれば、前者は犯罪の処罰、後者は犯罪の予防を課題とする。この意味ではスミスのポリス論は法学の一部であった。スミスは自由市場経済の発展にこのような意味があるとした。19世紀の経済理論は、J.S. ミルによって、このような法学的・政策論的な志向（アート）を整除することによって、経済学の自立化を図ろうとすることによって方向づけられた。

1. ま え が き

アダム・スミスが1764年初めまでにグラスゴウ大学で講じていた法学講義は、第1部が「正義」(Justice, 所有権, 司法)、第2部が「ポリス, 公収入, 軍備」からなる2部構成であった。そして、この第2部、特にそのうちのポリス論が、その後ひきつづき検討を重ねられて1776年に『国富論』として完成した。このような事情があるので、スミスの経済学は法学から生まれたという見方が広く受け入れられている。

しかし、経済学が法学から生まれたというからには、そもそもスミスの法学にどんな特徴があったのかということが問題にならなければなるまい。スミス法学講義の視野は時間的にも地域的にも大変広く古典古代から中世、近代へとひろがっているが、近代的な法学としてはグロチウス以降の自然法学に格別の注目を集めているだけではなく、モンテスキューやヒュームから大きな影響を受けている。いずれにしてもその特徴は、経済史的な歴史の変遷を基礎にして、所有権の変遷を中軸にした法の歴史の変遷をえがいていることである。すなわち法学的な国家権力と臣民の権利義務それ自体が、強く経済的編成によって基礎づけられて

いる。

したがって、スミスの法学講義第1部正義論（＝権利論）につづく第2部で、第1部で解明された諸権利がどのように使われているか、どのように使われるべきかを問題にしようとする場合、おのずと中心的な問題が経済論になるほかないということについては、まずスミス法学講義第1部正義論の特徴がどのようにできあがってきたか、その意味を探るために若干の法学史的な素描を試みなければなるまい。本稿第2節はその梗概である。

そこで本稿第3節では、法学講義第2部をめぐる、筆者が感じている疑問点や問題点を申し述べることになる。第2部でスミスが論じた項目は、ポリス、公収入、軍備である。この部分が経済学の記念すべき成立への道を意味するという場合、その受けとめ方はいろいろである。それは、経済学の最大の古典としての『国富論』への道を開いたという意味がある。この点は、スミスに関する広範な研究をとおして、新村聡氏によって詳細な解明がなされている¹⁾。しかし法学講義第2部は、『国富論』をこえて、ベンサムを経て、J.S. ミルによって修正されて19世紀イギリス正統派経済学につながってゆくという点は、本稿でも検討したい問題としてとりあげ、簡単ながら整理しておきたい。また『国富論』が、そしてまたその原型としての法学講義第2部が政治学だという解釈もある（デューガルト・ステュアート、ウインチ、渡辺恵一²⁾）。たしかにスミスは、この第2部で、政治的名声と権力をめぐって張りあい、さまざまな有害な重商主義的な法令をだして、国民的富裕の増進を妨げている事情をえがきだし、批判しており、「平和と軽い税と司直の寛大な執行」による「事物の自然な経過」を取りもどすべきだというスミス積年の主張を論証しようとしている。これは経済的利害に絡んだ現況の政治学的な批判にほかならない。それでは法学講義第2部についての、ほかならぬスミス自身の意見はどうだったのだろうか。スミスの没年である1790年に出版された『道徳感情論』第6版の序文で、1759年に出たその初版本の結びで約束した「法と統治の一般諸原理」の著述計画が半分は実現したと述懐している。すなわち、当初は「正義に関することだけでなく、ポリス、公収入、軍備についても説明するように努力するつもりだ」と述べたのだが、『国富論』で「私はこの約束を部分的に、少なくともポリス、公収入、軍備に関する限り、実行した」と³⁾。したがって、スミス自身の自己評価では、法学講義第2部は「法と統治の一般諸理論」の1部、すなわちスミスの考えでの法学の体系の1部とみなされていたことになる。

以上のように『法学講義』第2部に関する評価については、人によりちがいがみられるだ

1) 新村聡 (1994) 『経済学の成立』, (2021) 「アダム・スミスは富の原因をいくつあると考えたか—『法学講義』行政論と『国富論』の理論構成の比較」参照。

2) 福鎌忠恕 (1984) 所収, ステュアートのスミス伝。Winch (1978). 渡辺恵一 (2008) 参照。

3) Smith (1976) *The Theory of Moral Sentiments* (TMSと略記) p. 3. 水田洋訳 (上) 20頁。

けでなく、スミス自身の自己評価とも若干のちがいを感じさせる。このことを反映して、第2部の主要テーマであるポリスの日本語訳も、戦後久しく「治政」だったが、1990年ころから新村聡氏の『経済学の成立』（1994年）で「行政」とされ、水田洋訳『法学講義』では「生活行政」とされ、渡辺恵一氏は「内政」という語を提案されるという具合である。こうしたやや混乱気味の事情もあるので、私は私なりに考えをまとめてみたくなる。その試みが本稿第3節のテーマである。

以上の論稿をもとに、第4節では、『法学講義』から『国富論』にいたるスミスの考え方が、その後の、特に19世紀のイギリス正統派経済学にどのような影響をのこしたかという点について若干私の思うところを書きとどめておきたい。年代からいえばスミスのすぐあとにつづくジェレミー・ベンサムは、共感論や自然法論は時代や人によっていうことがちがっているからあいまいだ、したがって「たいていの場合には、功利性のほうがよいだろう」⁴⁾といて、功利性の旗をかかげた法学者であるが、他方ではスミスの『国富論』を広範かつ詳細に検討し、法と立法の基礎として、『国富論』にならいつつ自らの経済論をまとめようとした人である。この間のいきさつを私たちは、ベンサムの若き日の膨大な草稿類を点検精査した音無通宏氏の新しい労作から学び知ることができる⁵⁾。考えなおしてみれば『国富論』のWealth of NationsのWealthはベンサムの最大幸福と結びつきうる言葉である。スミスが社会の最大多数を占め、社会の生活用品の生産を担いあげている労働者の高賃金を期待したことと、ベンサムの高賃金論に存在する結びつきを、自然法拒否と功利主義の樹立という形で区別してしまうのもどうかと思われる。Wealthはwellやwealにthをつけて名詞化した言葉である。つまりは健康、福祉、幸福を意味する。

ベンサムは、しっかりしたアートの主張ができないような理論はむだだと主張した。(後述。)この点は、1844年のJ.S.ミルの『経済学試論集』で再検討されることになる。理論とアート=政策(したがって立法)は、一応別個に論ずべきだというのである。このことは当時のちがった立場からの理論的な対抗、したがってまた政策的な抗争があったことに関連しているのであろうが、いずれにしても科学的な理論と、人びとの利害や思想的なちがいにもとづく政策的主張とを区別しようとしたものであろう。しかしそれだけにそのものは、誰でもが認めるほかないような一般妥当性のある科学的理論をもつべきだという主張は強かった。ミルがやろうとしたのはそのことであろう。

この一般性に問題あり。それは、私的所有の安全、諸個人の自立と自由競争というような前提のうえで、一般的原理を確立することを旨としているが、それだけではなく、このこと

4) Bentham (1996) *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, p. 27. 山下重一訳 101頁。

5) 音無通宏 (2007) 「ベンサム功利主義の構造と初期経済思想の展開」参照。

に理論としての普遍性をもたせている。そしてこのことによって富裕の一般化に帰結することを証明する。そしてこのことはスミスの、最初からの意図につながっていることを証明する。この間のいきさつを、本稿でもみとどけておきたいと思う。

2. スミス以前の法学史の編成形式をめぐって

スミスは、『道徳感情論』の締めくくりの文章で、古代の法学者と近代のグロティウスとひきくらべながら、スミス自身の法学の著述計画について、次のように述べている。

「キケロとプラトンの法律論において、我々は、あらゆる国の実定法によって強制されるべき自然的公正の諸規則を列挙しようといういくつかの試みを、当然に期待してもよかったのであるが、そこにはそのようなものは何もない。かれらの諸法とはポリスの諸法であって、正義の諸法ではない。グロティウスは、すべての国民の諸法を貫き、それらの基礎であるべき諸原理の体系に、いくらかでも似たものを世間に与えようと試みた最初の人であったように思われる。そして、彼の戦争と平和の法に関する論文は、そのすべての不完全さにもかかわらず、おそらく今日において、この主題について今までに与えられた限りのもっとも完全な著作である。私はもう一つの別の論述において、法と統治の一般的諸原理について、およびそれらが社会のさまざまな時代と時期において、正義に関することだけでなく、ポリス、公収入、軍備、さらには法の対象である他のすべてに関することにおいても、経験してきたさまざまな変革について、説明を与えるように努力するつもりである。」⁶⁾

2-1 プラトンとキケロ

スミスの壮大な視野と壮大な意図にならって、私どももスミスの意図をくみとるためには、せめてプラトンの『国家』と『法律』やキケロがプラトンにならって書きのこした『国家について』と『法律について』を手にとってみる必要があるだろう。

プラトンの『国家』は、よく知られているように、理想的な国制はどのようなものでなければならないかという問題を哲学的に追求している。記者のある箇所での要約によれば、理想的国制は、「1個人の魂において正義であるところのものが、そのまま、よく統治された国家において正しい国制をなすところのものにほかならない」ような国制である⁷⁾。なるほど、すべての人が、自分の心で知的にも道徳的にも正しいと思える生活をするならば、その

6) Smith (1976) TMS, pp. 341-42. 水田洋訳(下)400頁。スミス『道徳感情論』のグラスゴウ版の頁は以下 Smith TMS, VII, iv, 37. のように表示する。邦訳にも文節ごとに同じ表示がある。

7) 藤沢令夫訳(1992)『プラトン 国家』(下)466頁。

ような行為が国制のもとで適宜性のあるものとして許容されるならば、すべての人の生活は自由であり、安全であり、幸福であるにちがいない。しかしこうした政治制度の実現は、プラトン自身が認めたように、不可能ではないとしても、はなはだ困難であろう。

そこでプラトンは、理想的な国制に向けて、それを支える素地になりうるために、どのような法律を立てたらいいか、またどのような習慣を涵養したらいいかを論じている。とりあげられた項目は、12巻、195章。教育、芸術、酒宴、軍事、植民、役職、保安官、神殿、裁判所、個人住宅、結婚、……財産の尊重、奴隷の扱い、相続、契約不履行、小売業、分配された土地の売買禁止、金銀の所有禁止など、社会生活のすべての事項について、どのような法律やどのような慣習をつくれば、理想的な国家実現のための基盤づくりになりうるかを検討している。ここで論じられている多くの法のなかには、土地や奴隷所有や金銀、高利貸しの項目もみられるが、それらは、全体のなかで項目数が少ないだけでなく、多くの場合禁止的であるか、道徳論的な抑制論の傾向が強い。近代的な意味で国家による強制力を伴う所有権中心の正義の法ではない。すべての項目は、古典的古代的な意味で倫理的な意味で取り扱われている。スミスがいうとおり、そこにあるのは「あらゆる国で強制されるべき自然的公正 (= 正義) の諸規則」ではない。

ローマの政治家キケロはプラトンより300年ほどの時を経て、BC51年に『国家について』を刊行し、『法律について』の草稿をのこした。彼が支持したカエサル之死はBC44年、政争のあおりでキケロの殺害はBC43年である。彼の国家像は、プラトンに比べてまったく現実的である。ローマに伝統的な共和制国家がすべての国家の中で最善の国家である。だから彼にとってはこの最善の国家を維持することが大事である。しかし例の3政体の循環論のことがあって、最善の国家も腐敗、抗争、崩壊の可能性を抱えている。したがってキケロの『法律について』においては、この最善の国家を維持しつづけるための慣習をつくり、実定法を立法することが重要になる。しかしこのあるべき法や慣習は、人間の本性にもとづくものでないと、普遍性も安定性ももちえないだろう。人間はもともと一人では生きていけず群居性や社会性をもっており、アリストテレスがいうように、国家をつくって生きることが人間の本性であるとされる。自由市民として国政に参加することが、人間の本性の実現を意味する。国家の中で善く正しく生きること、すなわち人間としての完成が求められる⁸⁾。こうしたものが人間の自然本性に内在する理性であり、それは永遠に存在し、正誤を定め、習慣の過ちを犯さないように警告する。これを成文化した実定法は自然法則への追加であるが、そうでないものは法律としては認めがたいものである。前者の場合には、人びとの自然本性と国家の安定、維持とは一致するだろうが、後者の場合には国家は崩壊に向かうだろう。こ

8) 岡道男訳(1999)『キケロー「国家について」および「法律について』』、訳者解説 324頁参照。

うした国家の維持政策を、スミスはポリスと呼んだことを、先に引用した文章は示している。

プラトンの理想国家とキケロの現実国家とはかなりちがう。それに応じて、スミスによってポリス論だと称された両者の法律論もかなりちがう。しかし人間の自然本性としての道徳心の向上と幸福の実現が、国家目的と合致することによって、国家存続の安定が求められるとする点は共通している。古代と近代との大きな懸隔があるとはいえ、スミスが『道徳感情論』のしめくりで『法学』の体系を書く意図を表明したとき、古典古代の哲人のこのような構想をポリス論だとみなしたことに、本稿では注目したい。

2-2 グロティウス

経済学の問題設定、問題限定の仕方に関して、グロティウス（1583-1645）の『戦争と平和の法』（1625年）については、スミスの評言は、先に引用した1759年の『道徳感情論』最後の文章のほかに、かなり詳しい評言が1763-64年の「法学講義」の講義録（通称LJB）の冒頭にみられる。「グロティウスは、何か自然法学の正規の体系らしいものを世界に与えようとした最初の人であったように思われ、戦争と平和の諸法についての彼の論説は、そのあらゆる欠陥にもかかわらず、おそらく、この主題についての、今なおもっとも完全な著作であろう。……諸国家は一人の共通の主権者をもたないし、相互に自然状態であるので、戦争が、彼らの侵害を匡正する唯一の手段なのである。彼は、公正な為政者が匡正するのが常であるような侵害を国家が受けた場合にはすべて、戦争は合法的であると決定した。このことから当然に彼は、諸国家の基本構造と市民法の諸原理、主権者と臣民の諸権利、犯罪、契約、所有、および法の対象であるその他のあらゆることを、研究するようになった。彼の論説のうちの、この主題を論じた最初の2巻は法学の完全な体系である」⁹⁾。

グロティウスは、17世紀戦乱の時代、すなわち30年戦争、オランダのスペインに対する80年戦争の時代を生きたオランダ政治思想家であり、若い時期にはスペインのインド洋支配に対抗してしばしば私戦を展開したオランダ東インド会社の法律顧問のような仕事を引き受けた人である。この事情は彼の主著に強く反映されている。彼の主著は、商業世界の私的所有権の法則によって国家間の関係を基礎づけようとしたものである。こうした大きな課題を、彼は、古典古代の数多くの典籍を自説の裏付けとして引用しながら、人間の本性を出発点にして、個人間の私的關係、家族関係、個人と国家との関係、国家間の関係を総括する大きな体系にまとめようとしたのである。

彼によれば人間は、一人一人の力、生活力は弱いから人びとは社会を形成して生活しよう

9) Smith (1978) *Lectures on Jurisprudence* (以下LJBと略記) p.397. 水田洋訳 17頁。

とする sociability をもっている。しかしこの社会性だけでは、人びとの間の齟齬や対立はうまく調整されないことがあるから、人びとはこれを解決するために調整権力を誰かに移譲することになる。ある一人の人にこれを委譲した場合、この人が外部からの征服者であっても、君主制ができるだろう。少数の人たちに移譲された場合は貴族制になろう。すべての人が調整権力をつくることに合意した場合には民主制ができて、主権は人民にあることになろう。いずれにしても平和を維持するためには、こうしてできた主権に対して人民は服従することが必要である。これが国家状態である。もしもよほどの事情があって、主権を排除してしまうような人民の抵抗がおきた場合には、国家はなくなり自然状態に服することになり、人びとは獣以上に獐猛になりお互いを殺し合うことになろう（ホブズズの戦争状態のように）¹⁰⁾。

国家のもとで人びとの権利が保障されている場合にも、人間の本性や自然法はなくなるわけではないが、諸個人の *expletive or corrective or perfect right* が、これらの権力を移譲され強制力をもった主権者によって保証されることになる。この権利は完全権とよばれるもので、不完全権とは区別されている。すなわち、倫理的な性質の事柄で、十分であれば褒められるが不十分だからといって処罰されるわけではないような徳性、愛情や品性のような特性、すなわち *distributive or imperfect right* と区別される。といっても両者は絶対的に区分されているわけではない。前者による処分が行われる時でも、当然ながら後者への配慮がなされることがしばしばある。しかし、グロティウスの国家論のなかで主要問題は、正義、権利、それが侵害された場合の処罰の問題である。すなわち商業世界における私的所有権の問題である。実はこの個人間の問題の立て方で、国家間の関係を基礎づけようとしている点がグロティウス『戦争と平和の法』の体系の特徴である。初めて近代的な私的所有権、その侵害と保証の強制が中心問題とされ、また基礎原理とされ、しかも経験的に吟味され、詳細に論じられている。このことが、スミスがグロティウスの体系を近代的な法学体系として高く評価した理由であろう。

『戦争と平和の法』の第2部では、所有権をめぐる諸問題を詳しく論じている。先占、時効、財の移転、相続、遺言、約束、契約、等々。これらの項目編成は、スミスの『法学講義』正義論ほどにはすっきりした編成に仕上がってはいないが、各項目に関しては、先行の古い時代からグロティウスの時代までのおびただしい文献に言及して、自説を裏づけたり、批判したりしているから、おのずと法に関する歴史的な変遷をも明らかにしていることになる。すなわち、グロティウスにおいては、人間の本性は不動で普遍的なものであり、それに応じて自然法もよほど普遍的・不変的な性格をもっているが、実定法は歴史的に変化してき

10) Grotius (2005) *The Right of War and Peace*, Book 1, p. 345参照。

たということになる。その関係はおよそ以下のとおり。自然法が禁じていることを実定法は規定してはならない。自然法が認めていることを実定法はちがったふうに定めることがある。自然法と実定法の規定が一致していることがある。こうした見方もスミスは肯定的に認めたであろう。というのもスミスは、『道徳感情論』につづく次の著書で、「あらゆる分野の実定法が、「経過してきたさまざまな変革について説明を与える」と予告しているからである¹¹⁾。

なかでも契約の章（第12章）では、交換契約においては当事者双方の自由、平等、相互利益が自然法にもとづく原則であることが強調され、買い占めのような独占が批判され、地代、利子、サラリー、保険などを含む経済学的な諸範疇が説明されている。土地を貸して地代を受けとる、貨幣を貸して利子を受けとる、私のために働いてもらって謝礼を払う、労働者の側からいえば、自分の能力としての work を与えてお金を受け取る、こうした関係は普通の商品交換の法則と同じようなものだとされて、let and hire という言葉で一括される。すなわち、地代も利子も賃金も、自由、平等、相互利益の契約関係だとみられており、この見方は、スミスにおいてもっと現実的・批判的に検討されながらも、なお基本的には当然の契約関係として受け継がれている。この関係は、近代の商業社会では一般的なまぬがれることのできない関係だとみなされており、スミスを介してイギリス主流派経済学の基本概念になっている考えであるから、本稿の主題からは特に注意したい論点である。

ところで、『法学講義』の後半部分に相当する部分は、グロティウスにおいてはどうなっているのだろうか。『戦争と平和』第2巻の前半で、近代的な所有権のあり方を詳しく説明した後で、彼がとりあげた論題は、そうした所有権が侵害された場合の処罰の問題である。すなわち、個人間の侵害に対する司法の判定や、国家権力による処罰のあり方やその社会的な効果あるいは結果などが分析されているが、同時に国家間ではそのような主権的な権力機構がないために、侵害に対する処罰は、戦争をしかけるための合法的な理由となる。商業世界の所有権の話に直接戦争の話をつなげる手法は、1世紀以上後のイギリスのヒュームやスミスには到底納得のゆく事柄ではなかったであろう。時代や背景のちがいの大きさを感じさせられる。グロティウスは、国家が繁栄すれば個人の状態や不幸は改善されるだろうぐらいのことはいっているが、彼が論じたのは正義の問題であって、功利の問題ではない。社会的功利の問題を論じるとすれば別の著作で政治学の問題として論じなければなるまいという立場をとっているのである¹²⁾。彼にとっては国家成立後、他国から侵害を受けたとき、あるいは侵害を受けることがたしかであるようなときに、自国の存立を維持するために、自

11) Smith (1976) TMS, VII, iv, 37. 水田洋訳（下）400頁。

12) Grotius (2005) Book III, pp. 1761-62.

己保存という自然法の立場から、どのように対処するのが、合理的、理性的であるかを、見定めることが大事であったようにみえる。第2巻第20章は彼の名著のなかでも長大な1章であるが、あらゆる場合を想定して、外交、平和（屈従を含む）、開戦の対処の合理的な方法を検討している。すなわち、国家成立後の国の存立とその維持法は、彼にとっては、このような戦争と平和の対処法であったのであろう。

2-3 ホッブズ

スミスが自然法学の大きな体系を書いた人としてグロティウスの次にとりあげているのはトーマス・ホッブズ（1588-1679）である。

周知のようにホッブズは、自己保存のために完全な自由と利己心をもった諸個人を想定し、国家がないような状態では、万人の万人に対する奪い合いの戦争が不可避だろうと考えた。しかしそれでも人びとは平和を求めないではいられないので、神が人間に与えておいた理性、すなわち自然法を守り平和を得ようとしたが、理性は違反者を処罰する権力をもっていないから、平和を達成することはできない。そこで人びとは、互いに協定をむすび、自然的自由の権利のある人に譲渡し、この人に主権を、すなわち立法権と処罰権をあたえ、人びとはそれに服従することにした。こうして主権をもつ国家が成立した。

しかしこうした絶対主義的な国家体制を維持するためには、17世紀イングランドの宗教宗派の権力争いをおさえなければならない。カソリック教徒、国教会、プロテスタント各派、特にプレスビテリアンの国家権力への影響力をめぐるあくなき権力争いをおさえなければならない。そのことによって平和を維持するために必要なことは、二様であるように読める。一つは主権者が自然法を重んじた政治を行うこと。これに反する事態があまりにひどいようなら、人びとの抵抗やむなしということもありうるだろう。もう一つは、宗教各派は世俗の王権にしたがうべきであり、そのために聖書を正しく解釈しなければならないという、一種の宗教政策である。宗教政策が、古典古代のポリス論の代役をつとめているのである。ホッブズにとっては、国家の平和を維持するための最重要問題は宗教政策であったため体系の後半には雄大な宗教論がおかれているが、経済政策の問題はほとんど論じられていない。

2-4 プーフェンドルフ

有力な自然法学の体系としてホッブズの次にスミスがとりあげているのはザムエル・プーフェンドルフ（1632-1694）である。彼は、30年戦争の惨禍がおさまり、ドイツにひろがった連邦国家群の統一の機運が生じていたころ、大学で「自然法と万民法」の講義を担当していた人である。1672年に同じ題目の名著を刊行し、さらに1673年にはその名著を2巻にまとめた縮約版として、『自然法にもとづく人間と市民の義務について』を出版、大きな影響を与

えたといわれる。18世紀初頭エディンバラ大学ではグロティウスをもとに法学の講義が行われ、グラスゴウ大学ではプーフェンドルフをテキストにした道徳哲学の講義が行われていたという¹³⁾。彼は、グロティウスとホッブズとを折衷したともいわれている。グロティウスからは人間の本性が社会性にあるという見方を踏襲し、所有権にまつわる諸規則、国家の形成を条件的自然法と称して詳しく整理している。他方、ホッブズの自然状態における各人の各人に対する戦争状態という仮説には反対し、人間は孤立した個人としては獣にも劣る力しかもっていないから、当初から群居して生活しようとし、本能的に社会性をもち、なんらかの「書かれていない法」すなわち「自然法」にしたがって生きていたにちがいないというのである。第1巻は、自然状態でも行われていたと考えられる絶対的で永久不変な自然法と、人びとの合意によって成りたった共通言語や所有権にかかわるある意味では人為的な条件的自然法を列挙解説し、第2巻は特に所有権の安全を強力な権力によって保障する国家の成立、その構成、機能、義務を論じ、グロティウスを念頭に戦争と国際条約を論じ、最後に市民諸層の国家に対する義務を論じている。

これらの項目のうち第1巻の自然法の説明は、いまだ所有権が存在しない状態での絶対的自然法を説明する。それには、神に対する義務、自己に対する義務（自己保存権＝ホッブズ）、他者を侵害しない義務、自己と他者との平等性を認める義務、他者に対する慈悲の義務が列挙される。これらのことが、人間の本性から自然に生ずる、いわば基本的で永久不変な自然法である。法を、権利としてではなく、権利をもつ人に対して他の人びとが心すべき倫理的義務として説明していることは、この本の一つの特徴だろう。

しかし人間は言葉を通じて互いに合意することができるが、この合意を守ることも自然的な義務である。そしてこのような合意から所有権が生ずる。所有権にかかわるさまざまな義務も生ずる。先占、添付、地役権、譲渡、遺書・無遺書相続、時効、貨幣、契約、Renting and Hiring、消費貸借など、組合契約、etc. これらの諸項目を『自然法と万民法』第4巻と5巻で、また『義務論』の第1巻全部を使って詳細に論じている。ローマ法をもとにしているのだろうが、グロティウスよりも項目の立て方は、スミス『法学講義』の「私法」の説明に近い。

これらの諸項目の各項目について言葉を費やす必要はないが、Renting and Hiringについてはここでも一言申しそえたい。renting と hiring はこの世の自由契約のなかでその主要部分をなす。賃貸借は土地を貸して地代を、貨幣を貸して利子を受け取ることであり、雇用契約は仕事をしてもらって賃金を支払うことである。これら3種の契約は、自由で平等な契約

13) 前田俊文訳 (2016) 『プーフェンドルフ 自然法にもとづく人間と市民の義務』(以下『義務論』と略称する。), 訳者解説 284-85頁参照。

当事者の相互利益によってむすばれている。その意味でこれらの契約はすべて自然法に立脚するものとされている。この考えはグロティウスにみられ(前出)、スミスにも受けつがれている¹⁴⁾。そして19世紀のイギリス正統派経済学は、自然法とは別様の科学的理論の構成を目指していたにもかかわらず、自然法以来の上記のつかみ方は理論の前提として受けつがれているのではないか。論述の途中ではあるが、かさねて一言注意しておきたい。

いずれにしろ、スミスは、プーフェンドルフの諸項目の説明の当否はともかくとして、自然状態は存在しないのだから、そこで成立する諸法を論じても実際には何の役にもたない、切り捨てたような批評をしている¹⁵⁾。このことはスミスが、所有権の成立を、自然状態→自然法→所有権論→家族→国家という論述ではなくて、歴史の事実に変化の問題に移そうとしたこと、しかも所有権の各項目の説明を国家権力成立論のまえにではなく、その後に、すなわち公法論の後に、civil law = (国定法・市民法・民法)として論ずべきだと考えた理由の一つになっていると推察できる。

これに反してプーフェンドルフは、『義務論』ではその第2巻で、国家権力の成立を所有権論、契約論の続きとして説明する。人びとの集まりが大きくなるにつれて、所有権をめぐるのは、人びとの単なる合意によるだけでは、さまざまな悶着が避けがたい。人びとは、神をうやまうことを義務とするが、聖書に書かれているとおり、人間は性格の弱みや利己心や邪悪さをかかえているから、強力な調整権力なしには、人びとの間の安全と安寧は確保しがたい。そこで、人びとは改めて合意あるいは契約を結んで、所有権をめぐるいさかいを公平に調整し決着しうる権力を一人あるいは幾人かの人に委託し、そのことによって平和と安寧を得ようとする。こうして国家が形成されるものと説明される。しかしその場合プーフェンドルフは国家設立の要因に、利益の要素を考慮している。この点はグロティウスとちがう点であるから、注意を要する。「人間が政治社会を自発的に求める場合は、そこから自分にもたらされるある種の利益を考慮していたことは必然的なこと」だというのである¹⁶⁾。したがって国家成立後についても、単に主権者に服従するだけではなく、人びとは「便益をますます豊かに享受するようになった」ということに着目している¹⁷⁾。この見解は、国家成立後の統治政策に人びとの富裕の増進を国家政策の一翼に担わせる結果を生んでいる。

プーフェンドルフは国家の『義務論』第2巻第11章(『自然法と万民法』では第Ⅶ巻第Ⅸ章)で、まず主権者の統治に必要な知識と道義的な模範義務を述べた後、それに続けて、公収入、正しい租税徴収方法、国の力は市民の富に依存するのだから市民の富の増大に配慮す

14) Smith (1978) LJB, p. 473. 水田洋訳 228頁。

15) Smith (1978) LJB, p. 398. 水田洋訳 21頁。

16) 前田俊文訳(2016)『義務論』194頁。

17) 同上、196頁。

る義務を論じ、さらに軍備を整える義務を指摘している。すなわち公収入、経済政策、軍備の問題を、それぞれ項目ごとに分けて論じている。

したがって、国家成立時に主権者権限によって執り行うべき主権者の役割であった正義(=司法)と、国家成立の後主権者の義務とされる公収入、経済政策、軍備という項目は、スミスがLJAの冒頭で統治が「意図する4つのこと」と同じであり、LJBの序論で、「法の4大目的は司法、ポリス、公収入、軍備である」といっているのとおなじである。そしてこれらの後に章を改めて国際法をとりあげている。両者の間には当然ながら内容のちがいがあある。プーフェンドルフはポリスという言葉を使っていない。形式の面からいっても、スミスは以上の4つの項目のうち『法学講義』では、後で述べるようにはっきりした意図をもって、正義を第1部に当て、ポリス以下を第2部においたが、こうした構想はプーフェンドルフにおいては、少なくとも意図的、自覚的であったとは思えない。しかし、スミスが、当時広く知られていたプーフェンドルフの著書の項目立てを、参考にしたことは明らかであろう。

スミスは至極当たり前のことのように、上記の4つのことが法学講義でとりあげる項目であるとして、淡々と講義を進めている。4つの項目の後に戦争と平和や国際法を論じようとしている点は、グロティウスにならっているということは容易に想定できるが、上記4つの項目を並べて法学講義の題目としていることについては、プーフェンドルフ以外にはその先例をみいだすのはむずかしい。当然ながらローマ法には財政や軍備の項目がないわけではないが、圧倒的に私法が論じられている¹⁸⁾。グロティウスやホップズには、その先例となりそうなものをみいだすことはできない。したがって法学講義の項目だては、当時グラスゴウ大学において大きな権威をもたされていたプーフェンドルフに、主としてしたがっているといえるだろう。

しかしここで注意しておきたいことは、プーフェンドルフの自然法体系の全体に対するスミスの批判である。彼は、『義務論』において、絶対的自然法、条件的自然法の諸義務を列挙することによって法学の体系を形作っている。『義務論』の目次をみれば、神に対する義務に始まって自然法から生じる数多くの諸義務が、倫理的な約束を守る義務、商品交換上の契約をまもる義務、主権者の義務、最終章の市民の義務にいたるまで、数多く検討されている。これに似た例はホップズにみられる。『リヴァイアサン』には1番目から19番目までの

18) 勝田有恒・森征一・山内進編著『概説西洋法制史』61-62頁に、ローマ法の「法学提要」(Institutiones) 4巻本、「学説彙纂」(Digesta) 50巻本、「勅法彙纂」(Codex) 12巻本の巻別主項目一覧表が整理されている。11世紀以降西欧世界で普及し始めた「法学提要」は、その4巻すべて私法にあてられているようにみえる。ほかの50巻本、12巻本も、全体としては私法関係が主内容を占めているが、わずかながら、行政法、財政法、軍事関係法、教会法の巻もみえる。

自然法が目次の項目としてあげられている。ハチスンがプーフェンドルフを参照したことは広くいわれているとおりである。ところがこうした自然法学の論述方法を、スミスは中世神学の自然法論を引きずっているものとして批判している。自然法から生じるさまざまな諸義務をあげて、人びとの行為の正当性を判断しようとする方法は、中世から近世にかけて行われたカトリック教会での告白聴聞僧が懺悔告白者たちに行った判定・忠告のもとになっていたカズイスチックの教本に、その起源がありその流れをくむものだというのである¹⁹⁾。

倫理的な自然法と法学的な正義にかかわる自然法とを、国定法による処罰のあるなしによって一応区別してはいるが、両側面を原理的に区別して別個に取り扱っているわけではなく、両者に共通な倫理的な覆いをかぶせている。そのために体系全体が矛盾混乱してくる。スミスはその例を、旅人が、おいはぎに遭って、命の恐怖を感じて、後でお金を渡すと約束させられたという話をあげている。これを法学の問題とすれば、強制による約束は非合法であるから、約束は無効であるとなるだろうが、自然法的な倫理からいえば、生活が困窮しているにちがいないおいはぎに対する慈悲義務（『義務論』では第8章）、約束遵守の義務（同、第9章6節）、約束を破る人の評判が問われる（同、第14章）、そもそもおいはぎに脅かされるような事情をひきおこしたことについては身の振り方に不注意はなかったのか（自己保存権、同、第5章）などがあるから議論は簡単ではなくなる。議論を詰めてゆくと結論不能になりかねない。スミスはこの事情についてTMSの最後の篇で、理解しにくい文章を20ページにわたって長々と論じたてている。プーフェンドルフ的な体系構想は、倫理学の体系としては（それゆえ法学体系を含む道徳哲学として）いただけないという結論を出しているのである。

TMSの体系が、プーフェンドルフとはちがって、適宜性という古典的で大づかみな表題になっていることを思い出さなければならない。そのうえスミスは、プーフェンドルフやハチスンとちがって、倫理学と法学を別建ての科目としてはっきり区別し、かつ別の仕方で関連づけようとしている。LJA冒頭の序説的文章のしめくくりで、スミスは「我々は以下において、完全権および交換的正義と呼ばれるものに完全に限定する」と宣言することもできた。

3. スミス『法学講義』の正義論

スミスは自らの法学講義を、旧来の自然法学の道徳論的な自然法学とはちがって、歴史的・経験的な方法で、編成することになった。その際参考になったのは、モンテスキューと

19) Smith (1976) TMS, VII, iv, 17. 水田洋訳（下）383頁。近代自然法学が中世的な決議論（Casuistry）の流れを受けているとあって、スミスがそれを批判したという指摘は、渡辺恵一氏（2008）「立法者の科学としての経済学—アダム・スミスにおける啓蒙と経済学」の貴重な論考による。

ヒュームだといわれている。モンテスキューは『法の精神』（1748年）において、法を支えているのは人びとの精神・スピリットであり、それを支えているのは政治体制や風土や商業や宗教など、人びとの生活に影響する多方面の諸事情であるとして、それらを詳細かつ歴史的に論じている。ヒュームは、すでに『人間本性論』（1739-40）を出版したが、国家論に相当するその第3巻において、次のような文章がみられる。「財の保有の固定に関する規則は、徐々に生じ、ゆっくりした進行を通じて、この規則に背くことの不都合がくりかえし経験されることによって〔強制力が〕強くなるが、だからといって人間の合意から引き出されないことにはならない」²⁰⁾。約束（promise）とは区別しているが、さりとて「合意（convention or agreement）から」という旧来の自然法学者の説を全否定しているわけでもなく、所有権に関する規則は、経験的、歴史的に見るべきだということが示唆されている。ヒュームの立場はそれなりにいいあらわされていると思う。このような意見は、『人間本性論』第3巻でほかにもいくつもみいだすことができる。

スミスの『法学講義』は、1762年から63年にかけての講義（その筆記記録＝LJA）も1763年から64年にかけての講義（その記録＝LJB）も、前半の第1部は実定法の歴史の変遷史である。とりあつかわれる範囲は、未開社会（狩猟時代）、牧畜社会、農業社会、商業社会、これにかさねてギリシア、ローマ社会、ローマ帝国崩壊直後の独立領主時代、封建時代、近代社会である。LJAもLJBも前半が正義論、後半がポリス論以降の項目になっている。LJAでは、正義論で、私法と家族法と公法が、この順序で論じられる。LJBでは順序が逆になっている。そのためLJAの方が、項目の順序だてからいえば、従前の自然法学の順序に近い。スミスの恩師ハチスンの道徳哲学は、自然法、エコノミックス、ポリティックスの順序になっている。エコノミックスのギリシア原語はオイコス＋ノモス（家族の管理運営）である。LJBは、旧来の自然法学とのちがいを示したいかのように、公法—家族法—私法の順序にしている。論述の順序を逆転させているが、各項目の内容が変わっているほどではない。

各項目について、本稿で注意をひく事柄を若干示しておきたい。公法では、マグナカルタ以来、下院の権力が強化された結果、少なくとも租税徴収については、「自由の合理的体系が、ブリテンに導入されてきた。……金銭関係議案は下院からしか提出されえないから、下院がほとんどすべての国事を運営することになる。ここに……自由と所有についての完全な安全保障がある」²¹⁾。早くから発達をはじめた裁判所、裁判官の身分保障、中立的な陪審員制度の発達、商業の発展に対応するための衡平法上の裁判権の確立、これらのことが「自由に対するもう一つの安全保障である」。陪審員制度については、「この制度ほど大きな、生

20) Hume (1978) *A Treatise of Human Nature*, p. 490. 伊勢俊彦他訳『人間知性論』第3巻「道徳について」45頁。

21) Smith (1978) LJB, pp. 421-22. 水田洋訳 88頁。

命、自由、所有についての安全保障はあり得ない」と絶賛している²²⁾。ここで「生命、自由(勝手に身柄拘束などされないこと)、所有」というのは、従前の自然法の全領域の基本的圧縮表現であることを思い出さねばならない。スミスは自然法(学)の語を使わなくなっているが、自然法学の伝統を継いでいないわけではない。

恩師ハチスンの家族論において、「主人と召使」の項目は、戦時、降伏して奴隷として家族のもとにおかれた奴隷の扱い方が、近年よほど文明化されて、慈悲深く処遇されるようになったという話であったが、スミスの所有権を中心とした「主人と召使」の内容はまったくちがう。古典古代の自由市民を主人とする農耕奴隷制は、封建制のもとでは農奴制としてひきつがれた。貴族たちの権力基盤が農奴にあったからである。しかし国王は貴族の勢力をおさえるために、またキリスト教会は農奴たちを自らに引きつけるために、農奴の要求に味方した。そのうえ、農奴の生産性が低く、小作制の方が生産性が高く、地主貴族にとっても農奴にとっても有利であったので、農奴制は漸次変化して小作制度がはじまった。その後も両者の利益のつきあわせの結果として、借地農の制度は変化し、コピー・ホルダーの制度が成立した。これは借地権が法的に登記、保証され、借地期間中は農民は自由で安全に土地を保有・利用できるという制度であり、そのため農業生産性の向上、したがって借地農も地主も収入が増加することになったというのである。

私法については、スミスがとりあげる項目はプーフェンドルフやハチスンがとりあげた項目と大きく異なるわけではない。仮にプーフェンドルフやハチスンに対するちがいをあげるとすれば、スミスは古代、封建制、近代のちがいを、あるいは後者に向けての所有権各項目の進化を、歴史論として自覚的に論じていることが、指摘されなければなるまい。それにくわえてもっと大事な点は、プーフェンドルフやハチスンにおいては、私法の部の契約論において商品、その価値、貨幣を媒介にした交換が論じられているのに対して、スミスはその説明を私法の契約論からはずして、『法学講義』第2部のポリス論にうつしていることである。

その理由は、本稿のテーマに関係するので、ここで若干説明する必要があるだろう。契約論としての商品交換論は、純粋な法律事項でありうる。たとえば遠隔地間の取引において、商品交換は貨幣の支払いが販売者の手元に届き、現物が購入者の手元に届くことによって完結するが、このことにはさまざまな法律問題が介在する。現金での支払い時期をどうするか、現金で支払うか為替で支払うか、運送中の事故や破損をだれが弁償するか、両地両者間の運送費用をどうするか、運送人あるいは仲介商人への支払いをどうするか、そもそも商品の値段はどのように決めたらいいのか、どのように決まるのか、これら一切について当初の契約が正確にできていたかどうか、等々、これらは、当然ながらそれ自体経済行為であるか

22) Smith (1978) LJB, cf. pp. 422-26. 水田洋訳 90-96頁参照。

ら経済問題でもあるわけだが、純粋な法律的な権利問題でありうる。自然法学が契約論のなかで問題にしているのはこうした問題である。

ところがスミスがポリス論で論じようとした問題は、商品の生産と商業がどのような場合に公共の利益を増進しうるかという問題である。商品取引の法律的な問題は自然法学者の説明にまかせて、(つまりそのような形で自然法学を受けついで)、こうした権利問題を前提したうえで、生産と商業において、その権利が自由に使用された場合に公共的利益がどのように実現できるかを検討しようとしたのである。これがスミスのポリス論の問題となる。

4. 『法学講義』の正義論とポリス論の関係

ポリスという言葉は、今では世界中どこにいても警察という意味で使われているだけである。しかし18世紀のイギリスでは、この言葉は明確で固定的な意味をもっていなかった。イギリスでは当時まだ警察制度は存在していない。スミスがこの言葉を独自に選んで、『国富論』の原型になった『法学講義』の第2部の表題にしたのには、それなりに特別な意味があるだろう。本稿の課題は、『法学講義』第2部でスミスが設定した問題、すなわち問題を限定したその仕方が、19世紀のイギリス経済学の問題設定の仕方と、どのような関係があるかということである。この課題に関連させて、スミスがどのような問題の立て方をしたかを考えてみよう。

LJAの第6巻の書きだしの部分とLJB第2部の序論的部分で、スミスはポリス論でどのような問題をどのような意図で論ずるかを説明している。本稿にとっては大変大事な文章だから、いくつかの論点を箇条書き風にまとめておきたい。

- ① ポリスという言葉は、もともとギリシア語で、政策、政治、統治の政策一般を意味していた。今ではそれはフランス語として発達し、イギリス人はそれを借りているのである。
- ② 今ではポリスは、統治の下級諸部分、街路などの清潔、安全保障、低価格または豊富を意味している。パリのポリス総監は、国王の勅命によりこれら3つの役割を負っており、細部にわたってきびしすぎる統制機関になっている。
- ③ そのうち清潔と安全保障は、犯罪の予防策としては有用だが、フランスのやり方では犯罪予防の効果をあげていない。したがって、ポリス論では低価格と豊富を問題とすればたたりる。安全保障は『法学講義』第1部正義(司法)が担当すべきことである。
- ④ パリでは、犯罪防止のための規則ははなはだ多く、ポリス総監のもとに膨大な組織で監視、見回り、検挙、食品の価格統制が行われているが、犯罪はロンドンやグラスゴーに比べてはるかに多い。その理由は、フランスは封建制度がイングランドほど完璧にすたれていないので、貴顕の人びとに自由に雇われ勝手に解雇されて、食にありつけなく

なった浮浪人が多いから犯罪が多いのである。これにくらべてイギリスでは、商業と製造業の確立が、犯罪防止、犯罪予防の最善のポリス（方策）になっている。商業と製造業の確立は、人びとに高い賃金を与えるが、親方たちは不生産的な召使を多く抱えることはしない。そのため完全に自由で独立した一般民衆は、犯罪に手をだす必要がないのである。

- ⑤ したがってポリス論では、（犯罪予防の方策として）富と潤沢を獲得する適切なやり方に、論述を限定する。

スミスの序論をまとめてみると、スミスははっきりした問題設定＝問題限定をして、『法学講義』第2部ポリス論を講じようとしていたことがわかる。ポリスのもともとの意味はギリシア語で、「政策、政治、統治の政策一般」という書き出しも、参考にしなければなるまい。古代以降、国家形成、国家の内部編成、主権者の権力と義務に対する臣民の権利と服従義務、一口にいうと国家形成論が論じられたあと、それを維持あるいは発展させるための「政策、政治、統治の一般政策」を議論することは、それぞれの論者の描く国家構造のちがいに応じて「統治の一般政策」の内容もちがっているとしても、国家構造論の後に統治政策論をおくということは、連続と続いているように思われる。TMSの最後の文章でスミスは、「正義に関するだけでなく、ポリス、公収入、軍備、さらには法の対象である他のすべてに関することにおいても、経過してきたさまざまな変革について、説明するように努力するつもりだ」といっているが、前節の法学の変化はこのことを裏づける。

前稿でとりあげたプラトンにおいては、あまりにも理想的な国家論に対して、その実現のために必要と考えられた国民各層の知的、道徳的水準の涵養の方策を詳説している。ローマ共和制の末期、共和制こそが理想的国家だと信じたキケロは、国家論につづく『法律について』（＝ポリス論）を書き、そのための法律や人びとの道徳や慣習が、彼のみる国家理想を維持するためにどうでなければならないかを指示した。有名な「人民の福祉が最高の法律である」（*Salus populi, suprema lex*）という言葉は、この著書のなかにある²³⁾。この言葉は、その後グロティウス、ホッブズ、ロック、プーフENDORF、スミスにみいだされ、ギリシア、ローマの思想が西洋思想史に貫流しているさまをみせつけられる。

17世紀初頭のオランダの政治家グロティウスは、人と人との私的所有関係と私的所有の保護を国家形成の中核とみなした。この関係を基礎にして、国と国との争いに合理的な原理を求めようとした。しかし彼にとっての差し迫った大問題は、戦争と平和であったから、ユーティリティーの問題、富裕の問題は、別の政治学の書物に預けるにとどまった。

17世紀の中頃、宗教各派の権力争いのために国中が長期の内戦に巻きこまれたイギリス

23) 岡道男訳（1999）276頁。

で、絶対的な権力をもつ国家の必要を説いたホッブズは、国家成立後の平和を維持するために、宗教各派が世俗の王権に従うことが必要であることを証明するために大きな努力を払った。このことは国家成立後、その国制を維持するための政治学としての意味をもっていた。ホッブズは先にみた *salus populi* にわざわざ *peoples safety* という訳語を括弧に入れてつけている²⁴⁾。彼にとっては平和が何よりもさしせまった大問題だったのである。それだけに富裕や経済問題はほとんど問題にされていない。

17世紀の後半のドイツでプーフェンドルフは30年戦争の後の平和がもどった状況で、ホッブズの戦争状態という自然状態論に反対し、人びとが便益と豊かさを享受できるという期待を込めた同意や契約によって国家の成立を説明する。そのうえで、国家成立後の主権者の義務として、経済政策や公取入や軍備の増強を論じる。議論の内容はまだ簡単だが、それらの政策が国制の維持・発展の方策としての意味合いをもたされている。それは国民の富の増大が国力の強化と同じことだというスミスにも通じる認識による。項目としてはスミスのポリス論と同じだということは前述のとおりである。

しかし、スミスのポリス論の内容にもっとも大きな影響を与えたと思われるのは、ヒュームの『政治論集』（1752年刊）である。自然法学の批判者とみられることの多いヒュームを、ここで突然引き合いにだすことを、疑問視されるかもしれないが、ヒュームも自然法学の伝統を踏まえているという、古くはホーコンセン、最近では前田俊文氏やバックルの主張もある²⁵⁾。ヒュームは1739年から40年にかけて『人間本性論』3巻本を刊行した。その第1巻は知性論、第2巻は情念論で、人間の自然的な知性と情念の分析である。第3巻は道徳論だが、私的所有権を遵守するという道徳は人為的であり、これを強制する国法も人為的であるが、それでも人びとは自然な気持ちで国法を守ろうとしている。なぜならこの国法によってのみ商業の大発展が可能であり、人びとはそれがもたらす公共的利益に裨益することができるからである。人びとはこの利益と効用を直接に感じとっているから、国法への服属を黙諾しているのである。『人間本性論』第3巻では、公共的利益は抽象的な言葉として提起されているにとどまる。したがって、国家成立論の後を受けて、公共的な効用がどのように実現しているのかを、経験的、具体的に説明する仕事が残されていることになる。この仕事を、その国家体制を維持する方策を論じるという意味にとれば、このことは古典古代のポリス論、さらには先行の自然法学者たちがそれぞれに、国家成立論の後に国家体制の維持政策を論じた先例に重なっているといえるだろう。言葉はきついが、ヒュームと先行の自然法学との関係は、逆説的だといえるかもしれない。プーフェンドルフは、信約や契約によって政府

24) Hobbes (1914) *Leviathan*, Introduction, p. 1. 水田洋訳, 38頁。

25) Buckle (1991) *Natural Law and The Theory of Property, Grotius to Hume*. 前田俊文 (2004) 『プーフェンドルフの政治思想』第5章。

が成立した以上、人びとは政府に服従しなければならず、主権者は国内の安全と福利を維持する義務を負う、とする。それに対しヒュームにおいては、長く続いている政府が公共的利益を維持していることが広く感じとられているならば、人びとはその政府への服従を黙約するとなる。

いずれにしてもヒュームは、『人間本性論』全巻の冒頭で、人為的道德という観点を軸に国家成立の構成を明らかにした第3巻につづけて、第4巻として Politics という続巻を刊行すると予告している。できあがったのが“*Political Discourses*” (1752) である。「政治的」という表題にもかかわらず、内容は経済問題の比重が高かったため、わが国では『政治経済論集』という表題で翻訳されている²⁶⁾。内容にぴったりの言葉が、当時の言葉遣いの状況からは、みいだしにくかったこともあったのであろう。スミスにおいてもポリスという言葉とその内容の重なり具合には齟齬がある。

スミスがフランスの影響で『法学講義』第2部をポリス論ではじめたととしても、ヒュームにならって、生産や商業、国民的富裕の諸問題を手広く、しかも詳細に論じようとしたことは明らかであろう。自然法学の先行例にはこのような詳細な論稿は存在しないからである。

しかし、ヒュームとスミスとの間には次のようなかなり大きなちがいがあがる。ヒュームの『政治論集』は、いきなり「商業」からはじめており、政治経済の諸問題をある程度順序だてて論じてはいるが、各項目はいわば時論的な問題として論じられている様相が強い。しかしスミスの場合には、事柄の「本性と原因」に従って各項目の関係を明らかにしようとする試みがあるように見える。人間の本性としての言語や説得本能から交換本能を導き、物々交換、価値の等価関係、価値尺度、流通手段、貨幣、貨幣欲、重金主義や重商主義といった一連の「本性と原因」が追究されている。この手法は、論理的ないし理論的な方法の試行にほかならないから、19世紀の理論的な経済学との関係でいえば、ヒュームよりもスミスの方法が継承されやすかっただろうといわねばなるまい。

こうした事情を生みだした理由は、ヒュームが社会的な効用を人びとが直接的に是認するものとしているのに対して、スミスは、物事に対する人びとの直接的な是認感情は、共感情や適宜性の判断であって、効用の判断に行きつくためには、理性的な推理や効用のあるなしを証明するための議論が必要だという。貨幣がもっている効用への直接的な是認は、無限の貨幣欲をもたらすかもしれないが、その結果が幸せという実質的な効用をもたらすとは限らないからである。スミスはこの問題を TMS 第4部「明確な是認の感情に対する効用の効果について」で批判的に分析している。先の論理的な論述の試行というのは、TMS で必要とされた理性的な推論や議論ということの結果である。

26) 田中敏弘訳 (1983) 『ヒューム 政治経済論集』。

スミスのポリス論の中身の検討を、次節にまわして、1780年時点で、ポリスという言葉が生じてきた経過やその言葉の意味をめぐる議論の状況が、スミス直後の法学者ベンサムにどのように見えていたか、簡潔で鋭く要点を突いているように思えるので、参考までに紹介しておきたい。ベンサムは、スミスと19世紀正統派経済学との間に立つ重要な人物である。

丸括弧と傍点の挿入は和田のもの。

「ポリスという言葉はギリシア語からきているのだが、フランスで成長させられたようにみえる。少なくともそれが大ブリテンに輸入されたのはフランスからである。大ブリテンではその言葉は今でも相変わらず外国語らしさを残している。」

「総じてポリスの言葉に関する観念については、単一の定義を与えようとしても無理であるようにみえる。適当な言葉がないから私は、二つの部門をここでは一つにおしこめざるをえない。この点で、犯罪予防 crime preventing (パリのポリス総監にあたえられた任務では安全保障)と災害予防 calamity preventing (同じく清潔。ペストや火災への対応)のような二つの言葉を、ポリスの部分機能とみなすことをあえてやってきた人たちはいったいどんな人だったのだろうか？(パリのポリス総監?)それでも二つの部分機能を一つの名称で呼ぶことにともなう不便は少ない。というのも二つの目的を実行するのに必要な業務は多くの場合おなじだからである。通常ポリスの主機能とみなされるもう一つの機能は、国民的幸福に従事するか、あるいは公的な富 wealth の管理に従事する、その権力の主部分である。(安価と豊富。スミスの課題)」

「善をふやすという政府の役割が行われるようになったのは、かなり最近のことである。危害の予防の任に当たる権力にはかなり最近まで名称はなかった。最近になってポリスというあいまいな名称があるだけだ。積極的に善を導入することを目的にする権力(安価と豊富を進める権力=スミスのポリス)には、そのことを示す名称はなく、工夫されるべき状態のままである。」

「政府の諸機能についていえば、功利の原理に一致する限りでのそれらの傾向はどんな場合でも、社会から危害を除去するか、善の総量をふやすことでなければならない。……国内で生じる危害については、それを除去する方法は、危害の計画を察知してその実行を未然に予防する方法と、危害が生じた後、処置する方法とに区別される。前者はポリスの予防的役割、後者は正義(=司法)の役割と呼ぶる」²⁷⁾。

本節冒頭にかかげたポリス論の問題設定の⑤で、スミスは「富と潤沢を獲得する適切な

27) Bentham (1996) pp. 198-99. 山下重一訳では省略されている。文章の順序は若干かえた。

やり方に論述を限定する」と言明している。ベンサムがボリスの言葉を何らかの事情があってスミスに結びつけたかどうかはわからないが、スミス自身「製造業と商業の確立は、犯罪防止の最善のボリス」といっているのだから、ベンサムの記述はスミスの問題設定の仕方を、法学的な意味合いで、正確にいいあてている。

スミスがやろうとしていた「製造業や商業の確立」という問題領域は、直接的には経済の問題であるが、ベンサムの批評があたっているとすれば、スミスの経済学は、法学的にみれば犯罪の予防という意味があるということになる。経済的な分析に法学的な意味をもたせることは、モンテスキューの『法の精神』の先例を参照すれば、なにも不思議なことはない。

しかし、経済学が犯罪予防の意味をもちうるためには、経済分析の課題は、正義の法が守られているという法学的な条件を前提したうえで、人間の自然本性に従って経済活動が行われるならば、犯罪に手をだす必要のないような全般的な富裕が実現されうらだろうということが、証明される必要があるだろう。スミスのボリス論の問題設定の意図、あるいは問題限定の性格は、このことを示している。このようなつかみ方は、19世紀のイギリス正統派経済学に、手法を変え表現を変えながら、しかも犯罪予防の最善の方策だなどという法学的意味などはすっかり度外視して、経済学をひとつの独立科学に仕立てる(J.S. Mill)ようになったとはいえ、問題設定、問題限定の仕方に関しては規定的な影響を与えているように思われる。

スミスは通常『国富論草稿』とよばれ1762年ころのものとしてされている文書で、彼が証明しようとしている「公共的富裕の本質」とそれを証明するための軸線となる価値論の核心構造とを示唆している。いろいろんだ『草稿』文書から可能な限り基本的な筋書だけをとりだしてみよう。下線部分は、肝心な個所だと思われるので、岩波文庫の訳文は変更させてもらった。

——分業によって物的生産の巨大な増大のために、所有の不平等にもかかわらず、文明社会では下層の人びとにも富裕がおよぶのである。いまピン製造が1日2000本、全部で20ペンスで評価されるとしよう。そのうち5ペンスは針金や道具の消耗費や仕事場の主人の利潤にあてられるとしよう。職人の賃金としては15ペンスが残る。……分業によって技術が改善されて1日4000本が生産されるようになったとしよう。この場合(市場では)ピンは4分の1だけ評価が下がり、4000本=40ペンスではなく30ペンスの価値を生産したことになる。彼の主人は利潤と経費として10ペンスを受け取ることができるだろうし、職人は賃金として20ペンスを留保する。……このように富裕な商業社会では製品価格は安くなり賃金は潤沢になることが経験によってもわかっている。労働の価格が高いということは、社会の一般的富裕の証拠とみなすべきであるだけではない。それは公共的富裕の本質をなすものと考えらるべきである。——²⁸⁾

この文章ではまだ、親方の受け取り分は「利潤と経費」とされている。『国富論』では利潤と経費は別の用語としてはっきり区別された。そこで上記の計算を、利潤と賃金の関係がはっきりするように、利潤と経費を分けて計算の仕方を一歩進めてみよう。当初2000本生産のときの経費を3ペンス（以下ペンス表示は省略）と仮定すれば、親方の取り分5のうち利潤は2である。生産が2倍になれば、材料などの経費も2倍になるから、4000本生産のときの親方の取り分10のうち経費は6で利潤は4になる。分業による生産増大の結果、利潤は2から4へ、賃金は15から20へ増加することになる。不平等は拡大するような構図になっているが賃金も増大する。ところで人民の最大多数を占めるのは賃金労働者であるから、賃金労働者の取り分の増加は、最大多数者の幸福の増大を意味する。ベンサムが『国富論』を高く評価したのは当然だということになる。ベンサムもまた高賃金論者の一人である。スミスはこうした構造を「公共的富裕の本質」といっているのである。こうした状況の実現可能性を、1762年段階で、『国富論』（1776年）に向かう研鑽によって証明すべきテーマとして表明しているわけである。

このスミスの目論見を、前述来の自然法学のものの考え方とつなげてみると、グロティウス以来の契約論とその中の主要問題としての *letting and hiring* にゆきつく。契約は独立で自由で平等な個人間において、契約当事者の相互利益が見込まれる形で締結されるものとされていた。『国富論草稿』から『国富論』にむけて、賃金や利潤だけでなく地代や利子が取り扱われることになるが、土地を貸して地代を、貨幣を貸して利子を、労働あるいは *work* を課して賃金を支払うことは、自然法論のつづきで自由契約に属する。TMS で例示された追いはぎによる強制的な約束は、法的に無効であり、スミスの法学にくみこまれた経済学においては問題にならない。前節冒頭にかかげたポリス論の内容予告④にみられるように、「商業と製造業の確立」のもとでは「完全に自由で独立な一般民衆」が存在するのであり、地主や貨幣所有者はもちろんのこと労働者も完全に自由で独立な契約当事者であると想定される。

このような自由、平等、相互利益の契約関係は、19世紀の正統派によって、自由資本主義に適合的な形で、いっそう精密な理論に仕上げられることになったといえることができるだろう。

しかしこのように問題を限定的な形でたてると、現実世界との齟齬・乖離も生ずる。ポリス論の内容予告④でも示されているように、ポリス論の表題はギリシア語由来のポリスであるのに、その内容はフランス、ポリス制度の批判になる。あるいは、内容予告②にあるような街路の清潔などは、些少なこととしてポリスの論題からはずされている。スコットラ

28) Smith (1978) 'Early Draft' of *The Wealth of Nations*, pp. 566-67, 水田洋訳 452-54頁参照。

ンドでは、街路のペイヴメント、街灯整備、道路に堆積する汚物、廃物の清掃、グラスゴーや周辺に展開されたバラやタウンの急速な発展のなかでの新しい形の犯罪の頻発や労使間の紛争などのために、スミスが『法学講義』で些少なこととして法学の問題からはずしたちよどそのころから、制度改革の議論が広範に議論されるようになったのだという資料がある²⁹⁾。人口3万人前後のグラスゴーで、1780年に織物工場の労働者800人が2週間にわたってストライキをつづけるような事件も起きた。銃を構えた官憲の出動でやっと鎮圧できたのだという。従来スコットランド各地では、商工会の親方たちが1年の交代制で Commissioner と称する役を担い、無給で、上記の道路整備や小犯罪取り締まりにあたってきた。しかし、これではやってゆけないというので、フランスのポリス制度にならって、一方では、法定、有給、制服の制度が求められ、他方では、その制度が専制的になることがおそれられるというような議論が延々とつづけられたのだという。右往左往の議論の末に、1830年には、ポリスの用語は、現代で通用している一義的な意味、すなわち警察制度を意味するようになった。1830年といえば、イギリスで社会主義という用語も広くしられるようになった時代である。スミスのポリス論はこうした問題をはずしている。

いずれにしても、製造業と商業の確立と一般の富裕を「最善のポリス」だとするスミスのポリス論は、その完成体『国富論』を経て、19世紀の正統派につながる。つながるといっても、スミスのポリス論の法学的な意味合いを整理して、科学的な一つの理論体系として経済理論が展開されることになる。ここではその曲折したつながりの節目の役を果たしたベンサム、法の基礎としての経済のとらえ方と、その方法を吟味、批判し、経済学を独立の科学に仕立てようとした、通称経済学の「定義と方法」と呼ばれる J.S. ミル論文を、問題にしておきたい。本来ならば本格的に考究すべき問題であるが、時間も紙数制限も超えてしまったので、ベンサムについては、音無通宏氏の貴重な業績を参照することにする。(解釈や批評についての責任は私が負うべきものとなるので、関心をお持ちの方はぜひ、音無氏の貴重な詳細な労作を直接参考していただきたい。)

Jeremy Bentham (1748-1832) は、1780年ころから1800年ころにかけて、最大多数の最大幸福という法学的な標語の基礎として、民法の対象になる市民生活のさまざまな事象、したがってまた経済的な事象の法学的意味を論じようとしている。とりあげられているのは、生存、豊富、平等、安全のような項目である³⁰⁾。生存というのは、従前の自然法論者のつかみ方からいえば、自己保存権に相当するだろう。自然権の第1項目である。それは人にとって絶対的な権利であり、平等な権利であり、各人の労働の所産を各人が享受できるような権利

29) Barrie (2008) *Police in the Age of Improvement*.

30) 音無通宏 (2007) 107-22頁。

である。豊富は、それが自由で独立な人びとの活動によって実現されるならば、スミスによって最善のポリスといわれた事柄であるが、ベンサムはこれを強く支持している。富裕が増大すると不平等も大きくなるだろうが、ベンサムは、社会の最大多数者である労働者の賃金の上昇を歓迎する。そのうえ旧貧民救助についても論じる。しかし人びとの平等要求が社会の安全と対立しそうな場合には、安全が優先されるべきだとする。というのも、私的所有の安全がくずれば、豊富も平等も綻くずれになると考えられたからであろう³¹⁾。

このような議論は、『国富論』を基礎にしたベンサムの広範かつ詳細な論述の一部分ではないが、いずれにしてもベンサムは次のようにいい放っている。「政治経済学は、科学 (science) またはアート (art) として考えることができる。しかし……科学が有用なのはアートの導きとしてのみである」と³²⁾。このことは、スミスの自由主義的な経済分析の意図を、ベンサムはいつそう強めたことを意味するのではなかろうか。ここにアートというのは、法律や政策の立案や施行をさすのであろう。

J.S. Mill (1806-1873) は、1830年に「経済学の定義と方法」という論文を書き、これは1844年に『経済学試論集』として出版された。1830年代は、フランス革命の動揺が収まっていない時代であり、イギリスでは1810年代のラッドライト運動をはじめ資本主義発展の負の側面が露呈され、フランスでもイギリスでも社会主義の名称と運動が広く知られた時代である。いろいろな実践的主張をこめた著書が *Political Economy* という名称で発表されるようになった時期でもある。

こうした混乱のなかで青年 J.S. ミルは、『経済学の未解決問題にかんする試論』(1844年)を刊行し、経済学の新しい定義と方法を提案した。19世紀イギリス正統派経済学への方向を示唆した文献であるから、簡単に論ずることのできない問題を含んだ文献であるが、ここでは前述来の事柄との関連でいいたいことだけを述べて、本稿の締めにさせていただく。

自然法学の伝統においては、ホッブズにおいてもプーフエンドルフにおいても人間の本性は多様につかまれている(前述)。ところがスミスは、ポリス論の論述では、問題を経済の問題=富の問題に限定すると宣言している(前述)。ところがその論述は、自由主義的な市場経済の政策(政策=アート)が、富裕達成の唯一の最善策であるという論証を含んでいる。しかしそのために、19世紀に貧困の問題、社会主義の思想が出てくると、スミスのいう「唯一の」政策という構想に対しては疑問や批判的な論議もでてくる。

J.S. ミルはこうした事情をうけて、経済学の新しい「定義と方法」を工夫しようとしたのであろう。ミルも、自然法学の伝統にならって人間本性が多様であることを認める。愛情、

31) 同上, 117頁参照。

32) *Jeremy Bentham's Economic Writings ed. W. Stark* からの音無通宏(2007)133頁の引用による。

良心、他人の是認を求める気持ち、等々。またそれら各個の人間の本性を基礎にして諸学(科学)、諸政策(アート)が構想されねばならないということも認める。ところが経済の分野においては、なかばスミスにならって、人びとの本性としての「富への欲望」が、主要な原因、動因になっている。このことはだれでも認めている。したがってこの本性だけを基礎にして、さまざまな自然的、制度的な諸事情のもとで人びとがどのような活動=経済活動をするかを追求することができる。このことは「富への欲望」という本性だけを基礎にした演繹論的な理論であり、その意味で科学の1分野である。それは(スミスにしたがって)自由主義市場経済の合目的性を論証することになっているが、直接には(スミスとちがって)政策(アート)の提案をふくまない。このような方法をミルは経済学の自立化と考えたのである。

しかしこうした理論的な推論だけでは、いろんな要素の入りくんだ現実をつぶさに説明することはできない。自由主義的市場経済に対しては、いろいろな立場からのいろいろな批判があって、それが政策形成に影響し、政策が経済に影響している。したがって、経済の実情を説明するためには、こうした諸事情を考慮して、理論を修正しなければならない。しかしそれでも、実状を説明するうえでもっとも有効な力をもっているのは、先にみた科学的な理論である。なぜなら、それは経済の主要な動因を基礎にして、その働きを追求しているものにほかならないからである³³⁾。こうしてミルは、アートのない理論は無意味だというベンサムという言葉(前出)に反論したが、「科学の有用性はアートの導きとしてのみである」というベンサムのもう一つの表現(前出)には、反対していない。この両面の関係はミルとスミスの関係にも妥当するであろう。

参考文献

- 岡道男訳(1999)『キケロー 「国家について」および「法律について」』、『キケロー選集』8に所収、岩波書店
- 音無通宏(2007)「ベンサム功利主義の構造と初期経済思想の展開」『功利主義と社会改革の諸思想』(中央大学経済研究所叢書, 43)所収
- 高野清弘訳(2016)『ホッブズ 法の原理』行路社
- 新村聡(1994)『経済学の成立』御茶の水書房
- (2016)「アダム・スミスの平等論と分配的正義論」『立教経済学研究』第68巻第4号
- (2021)「スミスは富の原因をいくつあると考えたか—『法学講義』行政論と『国富論』の理論構成の比較」『リカード研究会報告』2021年1月10日
- (2022)「アダム・スミス『法学講義』行政論の主題と構成」, 中村浩爾編『アダム・スミス『法学講義Aノート』ポリース編を読む』所収
- 根岸国孝訳(1966)『モンテスキュー 法の精神』河出書房新社

33) Cf. Mill (1948) *Essays on some unsettled Questions of Political Economy* pp. 134-40. 末永茂喜訳 173-80頁参照。

- 福鎌忠恕 (1984) 『アダム・スミスの生涯と著作』 御茶ノ水書房
- 藤沢令夫訳 (1992) 『プラトン 国家』 (上) (下) 岩波文庫
- 前田俊文 (2004) 『プーフェンドルフの政治思想—比較思想史的研究』 久留米大学法政叢書, 成文堂
- 前田俊文訳 (2016) 『プーフェンドルフ 自然法にもとづく人間と市民の義務』 京都大学学術出版会
- 森進一訳 (1993) 『プラトン 法律』 (上) (下) 岩波文庫
- 山田園子訳 (2014) 『ホッブズ ビヒモス』 岩波文庫
- 渡辺恵一 (2008) 「立法者の科学としての経済学—アダム・スミスにおける啓蒙と経済学」 田中秀夫編著 『啓蒙のエピステーメと経済学の生誕』 京都大学学術出版会所収
- Barrie, D.G. (2008) *Police in the Age of Improvement – Police development in the civic tradition in Scotland, 1775-1865*, Willan Publishing
- Bentham, J. (1996) *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Clarendon Press (山下重一訳 (1971) 「道徳および課税の原理」 『世界の名著 ベンサム』 中央公論社所収)
- Buckle, S. (1991) *Natural Law and the Theory of Property, Grotius to Hume*, Clarendon Paperbacks
- Grotius, H. (2005) *The Rights of War and Peace, 3 vols*, ed. R. Tuck, Liberty Fund
- Haakonssen, K. (1996) *Natural Law and Moral Philosophy*, Cambridge Univ. Press
- Hobbes, T. (1914) *Leviathan*, Everyman's Library (水田洋訳 (1954-85) 『リヴァイアサン』 4巻 岩波文庫)
- Hont, I. (2009) "Adam Smith's history of law and government" in R. Bourke and R. Geus (eds.) *Political Judgement*
- Hume, D. (1964) *Political Discourses (1752)* in *Essays Moral, Political and Literary*, ed. By T.H. Green and T.H. Grose, Scientia Verlag Aalen (1964) (田中敏弘訳 (1983) 『ヒューム政治経済論集』 御茶ノ水書房)
- (1978) *A Treatise of Human Nature*, ed. L.A. Selby-Bigge, Clarendon Press (木曾好能訳 第1巻 (2011-12) 『知性について』, 石川徹他訳 第2巻 『情念について』, 伊勢俊彦他訳 第3巻 『道徳について』)
- Hutcheson, F. (1755) *A System of Moral Philosophy*, in 3 books, published by his son in 1755.
- (1788) *A Short Introduction to Moral Philosophy, containing the Elements of Ethics and the Law of Nature*, published by his son (田中秀夫・津田耕一訳 『ハチスン道徳哲学序説』 (2009) 京都大学学術出版会)
- Mill, J.S. (1948) *Essays on some unsettled Questions of Political Economy*, Univ. of London (末永茂喜訳 (1939) 『経済学試論集』 岩波文庫)
- Pufendorf, S. (1717) *Of the Law of Nature and Nations*, by B. Kennet, GALE, English Century Collections Online
- Smith, A. (1976) *The Theory of Moral Sentiments* ed. by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Clarendon Press (水田洋訳 (2003) 『道徳感情論』 (上) (下) 岩波文庫)
- (1978) *Lectures on Jurisprudence*, ed. R.L. Meek, D.D. Raphael, P.G. Stein, Oxford Univ. Press. Including Report of 1762-63 (LJA), Report dated 1766 (LJB), Early Draft of Part of *The Wealth of Nations*. LJA 邦訳は水田洋・篠原久・只腰親和・前田俊文訳 (2012) 『アダム・スミス法学講義 1762-1763』 名古屋大学出版会。LJB と Early Draft の邦訳は水田洋訳 (2005) 『法学講義』 岩波文庫
- Winch, D. (1978) *Adam Smith's Politics*, Cambridge Univ. Press (永井義雄・近藤加代子訳 (1989) 『アダム・スミスの政治学』 ミネルヴァ書房)